

総務委員会付託議案（条例その他）

（令和7年7月7日）

議第63号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

〔担当課：人事課〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供等に併せて以下の措置を講じることを任命権者に義務付ける。
 - (1) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供
 - (2) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認
 - (3) 子の心身の状況又は家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認
 - (4) (3)により意向確認した事項への配慮
- 2 3歳に満たない子を養育する職員に対し、一定の期間内に、1(1)から(4)までに掲げる措置を講じることを任命権者に義務付ける。

（令和7年10月1日から施行）

議第64号 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、拡充された部分休業制度（※）に関して条例で規定すべき事項を、国家公務員に準じて次のとおり定める。

※ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める制度

【現 行】 1日につき2時間の範囲内の休業

【改正後】 1日につき2時間の範囲内の休業（第1号部分休業）の形態に加え、1年につき条例で定める時間内の休業（第2号部分休業）の形態が設けられ、職員はいずれかの形態を選択可能
条例で定める特別の事情がある場合は、形態の変更が可能

- 1 部分休業の請求の単位期間を、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。
- 2 第1号部分休業は、次の時間を単位として承認する。
【現 行】 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分単位
【改正後】 30分単位
- 3 第2号部分休業は、1年につき、次に定める時間の範囲内で原則1時間を単位として承認する。
 - (1) 常勤職員 77時間30分（10日相当分）
 - (2) 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間
- 4 職員が部分休業の申出の内容を変更できる特別の事情は、申出時に予測できなかった事実（※）が生じたことにより、当該変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
※ 配偶者の入院、配偶者との別居 等
- 5 その他所要の規定の整理を行う。

（令和7年10月1日から施行）

議第65号 岐阜県税条例の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

地方税法等の一部改正に伴い、次のように改正する。

1 個人県民税

所得控除の対象に、特定親族特別控除(※)を追加する。

※ いわゆる「103万円の壁」に係る就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る所得控除の対象を拡大するもの

生計を一にする19歳以上23歳未満の大学生年代の子等のうち、特定扶養控除の対象とならない合計所得金額58万円超123万円以下（給与収入123万円超188万円以下に相当）の者を有する所得割の納税義務者について、最高45万円を控除

2 県たばこ税

加熱式たばこに係る課税方式について、次のとおり重量のみ（現行は、重量及び価格）に応じて紙巻たばこに換算する方式とする。

(1) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

加熱式たばこ0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算(※)

※ 加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35g未満のものにあつては、加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算

(2) (1)以外の加熱式たばこ

加熱式たばこ0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算(※)

※ 加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものにあつては、加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算

3 自動車税

運転免許証と個人番号カードの一体化に伴い、心身障がい等による環境性能割及び種別割の減免の申請時における提示書類に免許情報記録個人番号カード(※)を追加する。

※ 免許の年月日及び有効期間の末日、免許の種類、条件等が記録された個人番号カード。これを提示したときは、機器による読取りなどこれらの記録を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 その他所要の規定の整理を行う。

(一部を除き、令和8年1月1日から施行)